

税務署からのお知らせ

◆佐渡税務署による確定申告の相談・申告書の受付等のお知らせ

佐渡税務署では、確定申告の相談・申告書の受付等を次の日程で行います。

なお、期間中は佐渡税務署庁舎では申告相談を行っていませんのでご注意ください。

開設期間	2月16日(木)～3月15日(水) ※ただし、土・日曜日を除きます。
受付時間	午前9時～午後4時
会場	アミューズメント佐渡 1階 はまなすホール



◆社会保障・税番号（マイナンバー）制度を導入します

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、

マイナンバー（12桁）の記載が必要です！

本人確認書類の提示または写しの添付が必要です！

【本人確認（番号確認および身元確認）を行うときに使用する書類の例】

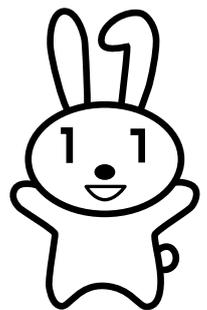
例1 個人番号カード（番号確認と身元確認）

例2 通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

※ 控除対象配偶者および扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンから e-Tax で送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」
(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>) をご覧ください。



◆公的年金等を受給されている方へ ～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市・県民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

お問い合わせ 佐渡税務署 個人課税部門 ☎74-3276（代表）